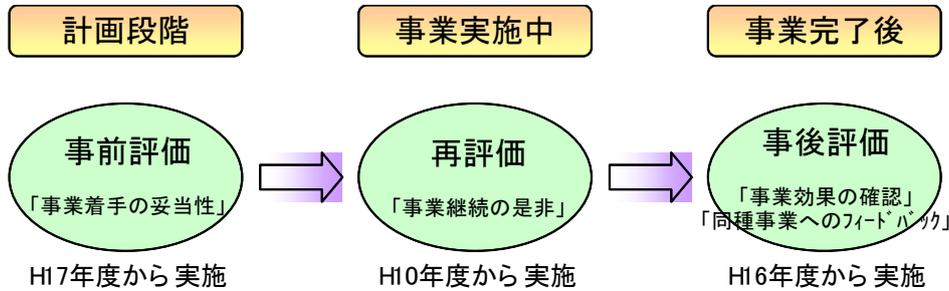


横浜市の公共事業評価制度の概要

■目的

市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し公表することにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とします。



	事前評価	再評価	事後評価
目的	事業着手の妥当性の評価	事業継続の是非の評価	事業効果の確認 同種事業へのフィードバック
根拠法	市要綱、行政評価法及び各省庁の実施要領等		
対象事業	新たに着手する総事業費 20 億円以上の事業（維持修繕（単純更新）、災害復旧事業等を除く）	着手後 5 年経過して継続中の事業（ただし、補助事業の場合は、その要領等による）、事業採択後 5 年間未着工の事業等	事業完了後 5 年以内の事業等（事前評価を行った事業及び国から評価を求められる補助事業を対象）
外部委員会	上記の全て	上記の全て	上記の全て
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性 ・事業の効果 ・環境への配慮等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を巡る社会経済情勢変化を踏まえた必要性、投資効果の変化 ・進ちよく状況・進ちよく見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ・事業効果の発現状況 ・事業による環境の変化 ・改善措置の必要性
評価方法	評価調書案 ↓ 市民意見の募集 ↓ 公表 ・市民意見に対する市の見解 ・市民意見に対する市の対応 ・意見具申に対する市の対応 ・評価調書	対応方針案（継続 or 中止） ↓ 公共事業評価委員会（学識経験者により構成） ↓ 公表 ・対応方針（継続 or 中止） ・意見具申に対する市の対応	対応方針案 ↓ 公共事業評価委員会（学識経験者により構成） ↓ 公表 ・対応方針 ・意見具申に対する市の対応